



ジュビロ磐田メモリアルマラソン

市の上水道を使用するには

●給水装置の工事は

新設・増設・改造・変更・修繕・移転・撤去等は、水道課または市の指定を受けた給水装置工事事業者しかできません。(給水条例第9条)

●こんな時は給水を停止します

- 料金が期日までに納められないとき
- 所定の手続きをしないで給水を他人に分与、販売されたとき
- 給水装置の管理をおこたり、水道水が汚染される恐れがあるとき
- 水道水が汚染され、給水装置工事に異常があると認めても修繕など必要な処置がなされないとき
- 給水装置の構造や材質が市が定める基準に適合しなくなったとき
- 正当な理由がなく給水装置の検査を拒んだり、妨害したとき



©磐田市

給水管は
それぞれの家の
ものなんだよ!

※水もれ箇所が道路と民地の境付近の場合でもご連絡をお願いいたします。
現地を確認し、お客様の負担か、市で修理するのかを判断します。

